

# つなGo! 学校・家庭・地域

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～



令和2年12月

香川県教育委員会

# も く じ

はじめに	1
------	---

## 第1章 これまでの取組みの成果と課題

1 「かがわ地域教育プラットフォーム」の推進	2
2 学校・家庭・地域における新たな課題	6

## 第2章 社会全体で子どもを育てる仕組みづくり

1 「社会全体で子どもを育てる」ために	7
2 「地域学校協働活動」とは？	8
3 地域と学校の連携・協働に関するこれまでの経緯	10
4 「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」へ	11
5 コーディネーターとしての「地域学校協働活動推進員」	13
6 「コミュニティ・スクール」とは？	15
7 「次世代の学校・地域」の創生	16
8 学校と地域がパートナーになることで期待される効果	17
9 かがわの地域学校協働活動イメージ（全体像）	18

## 第3章 学校と地域の連携・協働の進め方

1 地域の実情に応じた形態	19
2 教育委員会、学校、地域がそれぞれ準備すべきこと	21
3 「社会教育士」と「社会教育主事」への期待と役割	24
4 「地域人材バンク（地域ボランティア）」の在り方	24

## 第4章 地域学校協働活動等の参考事例とお役立ち情報

1 地域学校協働活動等の参考事例	25
2 お役立ち情報	26

## はじめに

平成 27 年 12 月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられました。この答申では、時代の変化に伴う地域と学校の協働体制の構築の必要性や在り方について言及し、そのめざすべき連携・協働の姿として「地域とともにある学校への転換」、「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」、「学校を核とした地域づくりの推進」の必要性を示しています。

そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国的に整備することや、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一層の推進を図ること等が提言されています。

また、平成 28 年 1 月には、「一億総活躍社会の実現と地方創生の推進」のため、文部科学省において、「『次世代の学校・地域』創生プラン」が策定されました。これは、平成 27 年 12 月の中央教育審議会の答申を推進していくために、具体的な施策と工程表をまとめたものです。

これらを受け、平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動を推進する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を構築することや、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」を委嘱できることとする規定が整備されました。

香川県教育委員会では、「香川県の生涯学習推進施策について～かがわ地域教育プラットフォームの推進～」(平成 24 年度香川県社会教育委員の会からの提言)による学校・家庭・地域の教育力を高める活動の趣旨に賛同し、香川県教育基本計画(平成 28 年度～令和 2 年度)に示した「社会全体で子どもを育て、いつでも学べる環境づくり」を推進するとともに、健康福祉部子ども政策推進局や青少年育成香川県民会議等との連携による「みんなで子どもを育てる県民運動」に取り組んできました。

今後は「かがわ地域教育プラットフォーム」をさらに発展・継続させるとともに、「かがわの地域学校協働活動(※P18参照)とコミュニティ・スクールの一体的推進」によって、「学校を核とした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」が、各市町において、それぞれの地域の実情に応じた具体的な施策によって展開され、子どもの健やかな成長と、地域活性化につながることを期待します。

本冊子が、その一助となれば幸いです。

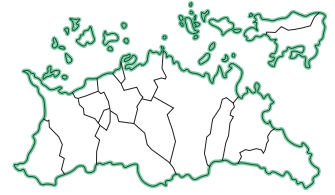
令和 2 年 12 月

香川県教育委員会

# 第1章 これまでの取組みの成果と課題

## 1 「かがわ地域教育プラットフォーム」の推進

近年の少子高齢化、高度情報化、家族形態の多様化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、学校・家庭・地域において様々な教育課題が表面化してきました。そこで本県では、県内各地の「学校支援ボランティア」の取組み（旧学校支援地域本部事業 ※ P11 参照）で培われたノウハウを活用しながら、平成 24 年度香川県社会教育委員の会からの提言「香川県の生涯学習推進施策について～かがわ地域教育プラットフォームの推進～」による学校・家庭・地域の教育力を高める活動を推進してきました。



その目的は、学校教育、家庭教育、地域教育等、様々な場面における子どもの活動を総合的に支援する体制を整備し、子どもへの教育がより充実されるとともに、地域住民が自らの知識や経験を生かす場が広がり、生涯学習社会の実現や地域の教育力向上を図るものでした。

その後現在に至るまで、県内各市町においてそれぞれの地域の特性や課題に応じた取組みがなされてきました。

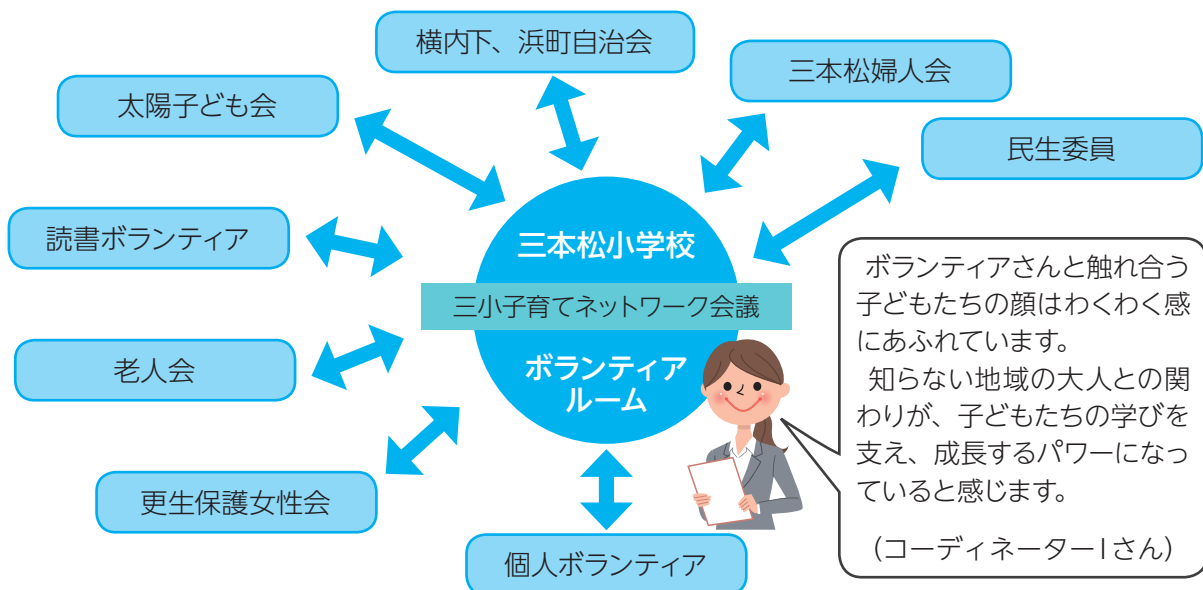
次の（１）～（３）はその具体的な取組みです。

### （１）東かがわ市の取組み

#### かがわ地域教育プラットフォーム（旧東かがわ市立三本松小学校）

目的：子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域の持つ教育力を活用する。

内容：専用ボランティアルーム・コーディネーターの設置  
→学校と地域の橋渡しを行い、連携の強化を図る。



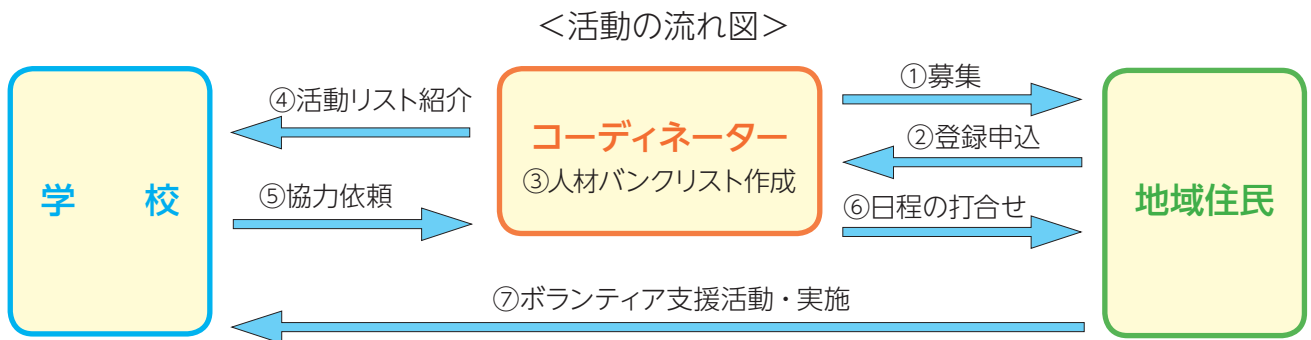
（平成 25 年 10 月号 21 世紀に躍動する生活・文化・交流都市東かがわ広報 No.127 より一部抜粋・編集）

香川県では「地域学校協働活動」に先駆け、「かがわ地域教育プラットフォーム」による地域のネットワークを生かした取組みが、東かがわ市をはじめとする県内各地域で推進されてきました。

日本初の女性博士となった保井コノ氏（1880～1971）を輩出した三本松小学校は他の多くの学校と同様、少子化によって年々児童数が減少し、平成31年3月、統合により146年の歴史に幕を閉じました。しかし三本松地区では、市と連携した地域コミュニティ協議会の活動が今も盛んに行われています。また、統合した東かがわ市立大内小学校でも、地域コーディネーターを中心に、地域の多くの方と連携した学校支援活動が行われています。

## (2) さぬき市の取組み

さぬき市の学校支援ボランティア運営委員会では、市全域で子どもたちや学校の教育活動のボランティアを毎年募集しています。平成20年度に寒川地区でスタートして以来、徐々に他の地区にも広がり（24年度大川地区、27年度志度地区・津田地区、28年度長尾地区）、公民館を支援拠点として地域社会と学校や家庭が一体となった活動が展開されています。



**〇〇小学校支援ボランティアを募集しています！**

No.	時期	活動(時間)	ボランティアの内容	関連事項	希望に○
1	年間	登下校見守り	通学路で登下校の様子を見守ります。		1
2	年間	昼休み見守り (12:50～13:20)	運動場や中庭で遊ぶ子を見守ります。	希望する曜日だけの参加も可能です。	2
3	年間	お掃除見守り (13:20～13:35)	一緒に掃除をしたり見守ったりします。		3
4	月1回	読み聞かせ (8:05～8:20)	学級ごとに絵本等を読み聞かせます。	希望する月だけの参加も可能です。	4
5	月1～2回 火曜	パソコンクラス (14:40～15:25)	地域の方も加わり個別に支援します。	現在あるクラブです。	5
6	月1～2回 火曜	〇〇クラス (14:40～15:25)	児童と地域の方が〇〇で交流します。	希望する児童が集まれば開始します。	6

☆ 参加登録 〇〇市学校支援ボランティアに登録します。謝金・交通費等の支給はありません。傷害保険に加入します。

☆ 申込方法 FAX・電話・持参等によりお知らせください。

☆ 問合せ・申込先 〇〇小学校 TEL:00-0000 FAX:0000-00-0000  
〇〇公民館 TEL:△△-0000 FAX:0000-△△-0000

----- き り と り -----

**令和 年度 〇〇小学校支援ボランティア参加申込書**

(申込日 令和 年 月 日)

ふりがな						年齢	
氏名						携帯番号	
						自宅番号	
住所	〇〇町					FAX	
						Email	
希望に○	1	2	3	4	5	6	

左に示すのは、「学校支援ボランティア募集」の実例です。（※一部編集）

それぞれの役割が明確に示されているため、参加者にとって分かりやすいことがポイントです。また、「できる時にできる事を」という、キャッチフレーズも参加しやすくするための工夫です。

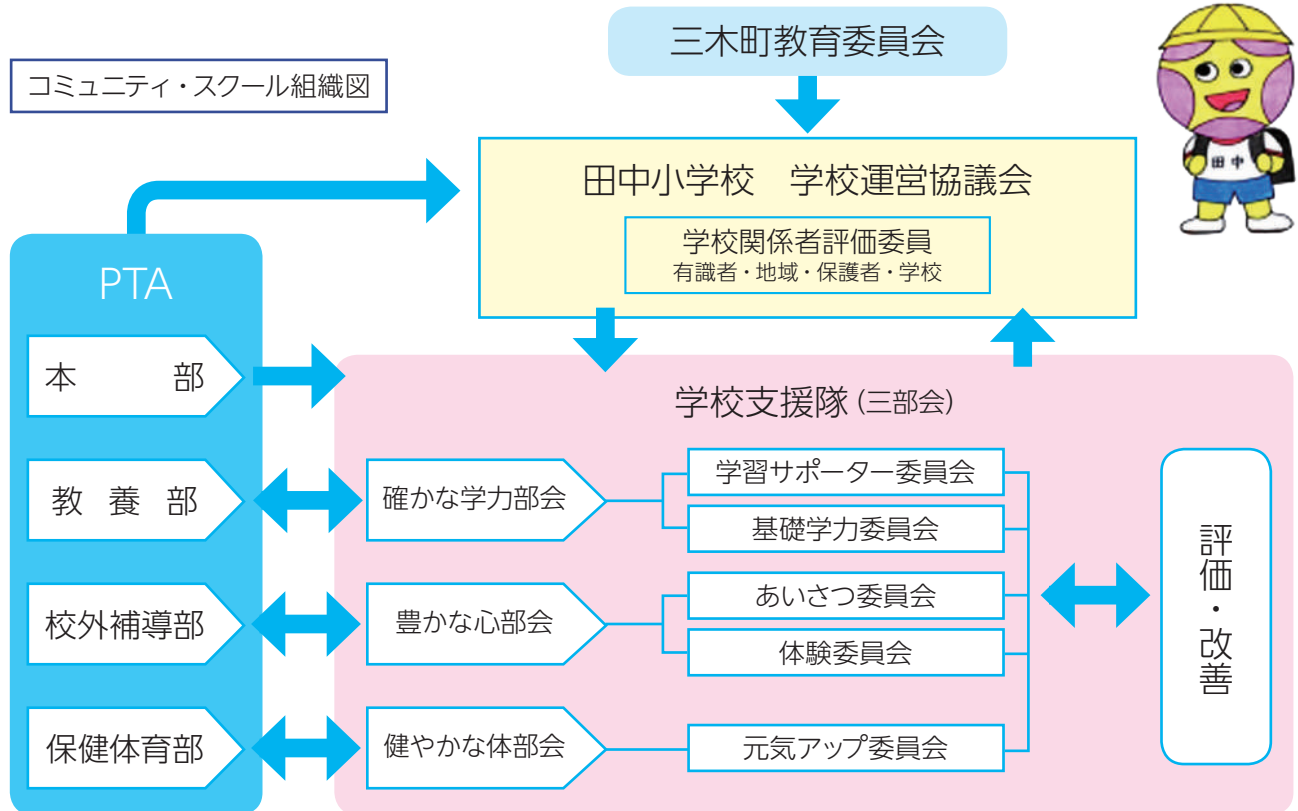
より多くの地域住民や団体等の参画が、教育の充実はもとより、参画者の生きがいにもつながります。

今後も「学校支援活動」は地域学校協働活動の重要な活動の一つとなります。

(※ P12 参照)

### (3) 三木町の取組み

三木町では町内すべての小学校（4校）に学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクール（※P15参照）となっています。中でも三木町立田中小学校は、学校支援隊を組織し、現在はスクール・サポート・スタッフであるコーディネーターを中心に、PTAや地域住民と連携・協働した学校支援活動を行っています。



学校運営協議会は、年間5回程度行われ、三木町教育委員会から任命を受けた有識者・地域・保護者代表の方々と学校代表教員で構成されています。スクール・サポート・スタッフもその一員です。

学校支援隊は3部会で構成され、それぞれに地域の方、PTA会員、教員が所属しています。PTA組織は4部で構成され、PTAの各部会と学校支援隊の3部会で互いに意見の交換が行われるなど、スムーズな連携・協働体制が構築されています。

また各部会で協議された内容が、学校運営協議会において再度協議されるという流れになっています。

田中小学校の場合、学校を支援拠点とした「地域学校協働本部」（※P20参照）ということができます。



〈学校運営協議会の様子〉

## (4) これまでの学校と地域の連携の取組みに関する成果と課題

### <成果>

#### ① 「子どもたち」にとってよかったこと

- 安心して登下校できるようになった。
- 地域の中に知っている人が増え、あいさつする機会が増えた。
- 学校の授業に体験できる活動が増えたから楽しかった。



#### ② 「保護者」にとってよかったこと



- 子どもを通じて地域の中に知っている人が増え、あいさつをよくするようになった。
- 見守りの方のおかげで子どもが安心して登下校できている。

#### ③ 「学校」にとってよかったこと

- 地域の人材や、地元の教育資源を活用できたおかげで、充実した学習活動が行えるようになった。
- 登下校の見守りは、本当にありがたい。
- 地域で子どもたちをはぐくむ仕組みや、携わる方々の顔が見え、その努力や苦勞を分かち合うことができ、信頼関係が構築されたと感じている。



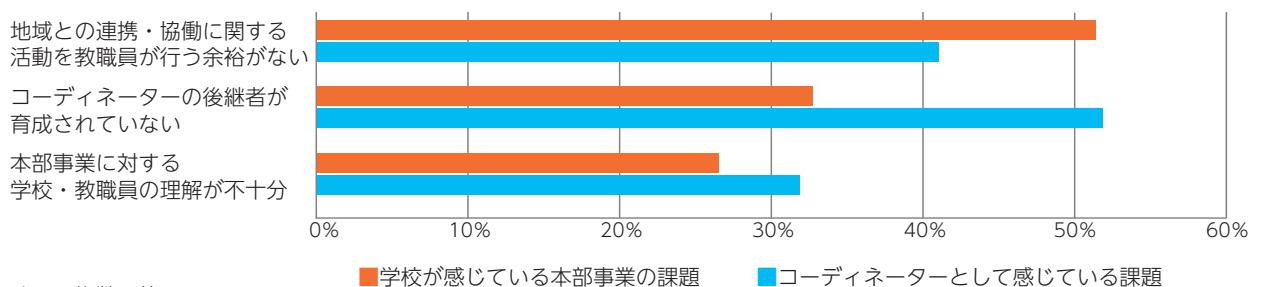
#### ④ 「地域」にとってよかったこと



- 地域の子どもからあいさつする機会が増えたことがうれしい。
- 学校に行く用事があるときは、元気になる。
- 学校の先生も大変だなと思う。できるだけ協力したい。

### <課題>

#### 学校支援をめぐる課題



※すべて複数回答可

(出典：平成 27 年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査報告書 文部科学省生涯学習政策局社会教育課・国立教育政策研究所)

学校支援をめぐる課題としては、「教職員の余裕のなさ」があります。

「地域学校協働活動」はこの課題を踏まえて取り組まなければなりません。特に教育委員会や学校関係者には、体制づくりへの十分な理解が不可欠です。



**学校と地域が無理なく計画的に！働き方改革に逆行することは NG !**

## 2 学校・家庭・地域における新たな課題

近年、社会の急激な変化によって、学校・家庭・地域を取り巻く課題は、ますます複雑化、多様化しています。加えて未曾有のコロナ禍によって、学校や家庭、社会生活における新たな生活様式、経済・流通の仕組みやコミュニケーション手段等、私たちは加速度的な変化の受け入れを余儀なくされています。今後は、それぞれの学校や地域に応じた支援体制の整備が求められます。

### (1) 学校における新たな課題

- \* 道徳、外国語、プログラミング教育、デジタル教材活用のための教員の指導力向上
- \* 子どもの安心・安全な居場所づくり  
(新型コロナウイルス感染拡大防止対策を含む)
- \* 確かな学力の保障
- \* 家庭・地域、異校種間の連携
- \* 自尊意識の向上
- \* 働き方改革とメンタルヘルス など

#### 「自尊意識」

□自分には、よいところがあると思いますか？

肯定的な回答

〈小学校〉香川県…77.4%  
全 国…81.2%

〈中学校〉香川県…70.0%  
全 国…74.1%

令和元年度「全国学力・学習状況調査」報告書より

### (2) 家庭教育支援にどう取り組むか？

〈イメージ〉

家庭教育啓発活動の限界か？

教育相談、懇談会・研修会等の案内、啓発冊子など

支援が  
届きにくい家庭

それぞれの状況に応じた支援

学校、スクールソーシャルワーカー、NPO、警察、教育委員会、福祉団体等、  
様々な関係団体等との連携・協働による、それぞれの強みを生かした支援



### (3) 地域の課題

- \* 地域における人間関係の希薄化
- \* 地域の防犯・防災対策
- \* 少子高齢化に伴う地域（伝統）行事の継承
- \* 幅広い世代層を取り込んだ地域活動の実現
- \* 地域活動、まちづくりを担う人材の不足
- \* 進学や就職に伴う若者の大都市圏への人口流出 など



つまり、学校・家庭・地域を取り巻く様々な課題を解決するためには、それぞれが連携・協働することによって、「社会全体で子どもを育てる仕組みづくり」が必要ではないでしょうか。



## 第2章 社会全体で子どもを育てる仕組みづくり

「誰かが何とかしてくれる、のではなく、自分たちが『当事者』として、自分たちの力で学校や地域を創り上げていく。子供たちのために学校を良くしたい、元気な地域を創りたい、そんな『志』が集まる学校、地域が創られ、そこから、子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来こそ、これからの未来の姿である。」

(平成 27 年 12 月 中央教育審議会答申

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」より)

### 1 「社会全体で子どもを育てる」ために

「個々の組織や団体、個人はそれぞれ地域における教育活動を展開しているが、『効果をさらに高めたり、困難な課題に取り組んだりするためには、個々の組織や団体、個人が相互につながり、強みを生かして協力することが大切』である。プラットフォームにおいては、この『つなぐ』機能が最も重要となる。～中略～ 期待される成果につながるには、上記の『つなぐ』機能を果たすことのできる、『優秀なコーディネーターの存在』が必要不可欠となる。」

引用：平成 24 年度香川県社会教育委員の会からの提言

「香川県の生涯学習推進施策について～かがわ地域教育プラットフォームの推進～」より

※ 「コーディネーター (coordinator)」 ……物事を調整する人。

「コーディネート (coordinate)」

①各部分を調整して、全体がうまくいくように整えること。「会議を～する」

②服装などで、色・素材・デザインなどが調和するように組み合わせること。また、その組み合わせ。

出典：「広辞苑」第六版 (岩波書店)



## 2 「地域学校協働活動」とは？

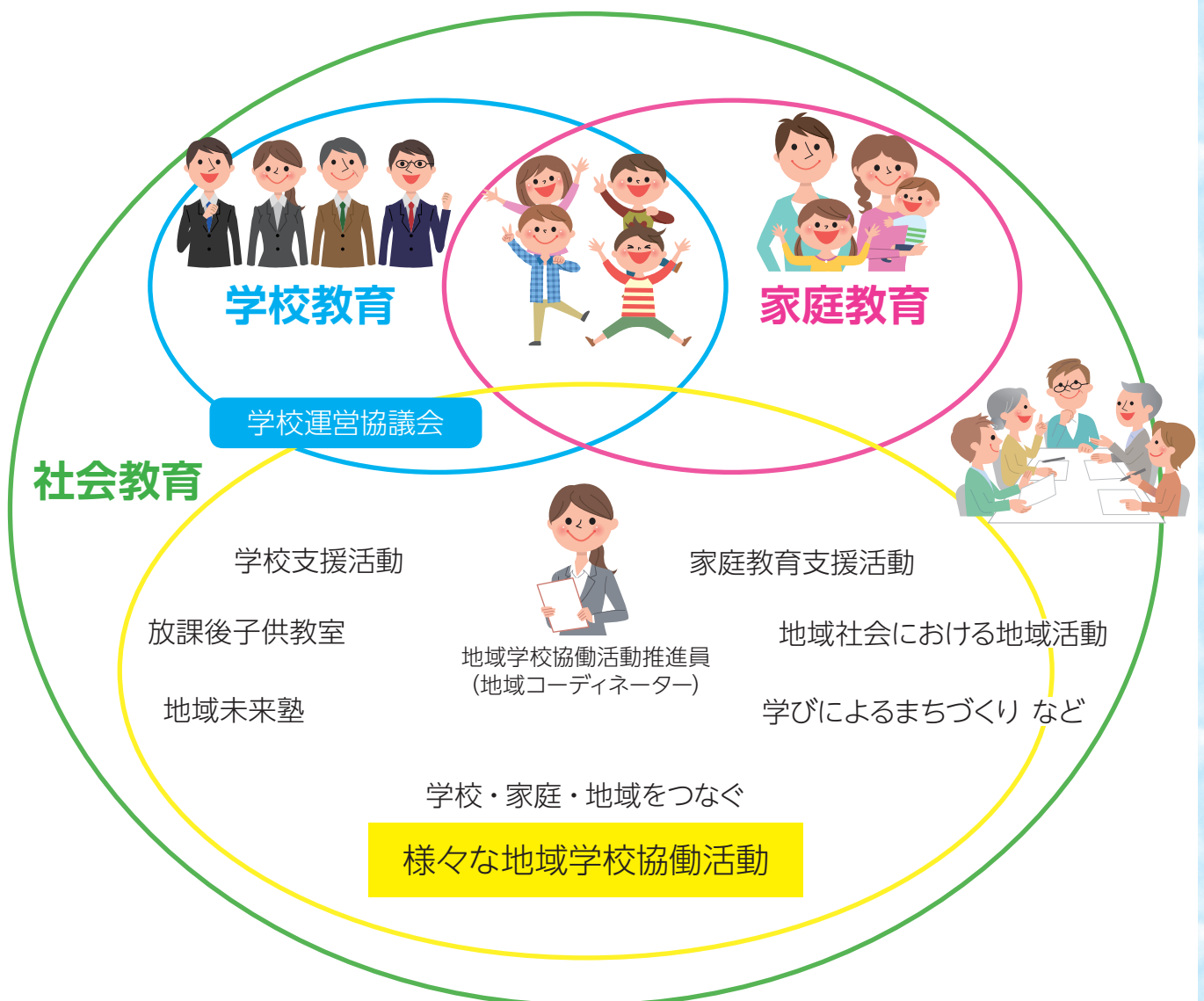
地域学校協働活動とは、幅広い地域住民（高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等）の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動のことです。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う次の活動と規定されています（一部抜粋）。

- ・学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ・ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- ・社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

〈主な活動例〉

- 学校支援活動 ○放課後子供教室 ○地域未来塾 ○家庭教育支援活動
- 地域社会における地域活動 ○学びによるまちづくり など



## 学校支援活動（学校に対する様々な協力活動）

- ・登下校の見守り
- ・花壇や通学路等の学校周辺環境の整備
- ・子どもたちへの本の読み聞かせ
- ・授業の補助や部活動の支援
- ・企業等による出前授業等の教育プログラム の提供 など



## 放課後子供教室（学習や体験・交流といった多様な活動）

- 学習支援
  - ・宿題の指導、読み聞かせなど
- 体験活動
  - ・工作、料理、スポーツなど
- 交流活動
  - ・昔遊び、地域行事参加など



## 地域未来塾

- すべての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



## 家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子ども、不登校傾向のある子どもへの対応について、保護者が学び合う機会づくり など



## 地域社会における地域活動

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



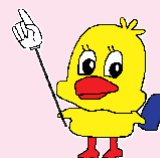
## 学びによるまちづくり

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動 など



## ココがポイント！

学校は、これらの活動すべてに参加する必要はありません。学校教育活動の一環として、無理のない範囲で地域と連携・協働します。学校支援活動以外の活動では、広報・周知に協力することも連携・協働の一つです。学校運営協議会を通じて協議し、地域と学校があらかじめ共通理解を図っておくことが重要です。



### 3 地域と学校の連携・協働に関するこれまでの経緯

香川県では、多くの地域で「学校支援地域本部」が設置され、「学校支援ボランティア」による「学校支援活動」が推進されてきました。また同じ頃、後に地域学校協働活動の一つとなる「放課後子供教室」も盛んに行われるようになってきました。この二つの活動を行ってきた地域では、今後はともに地域学校協働活動を推進する仲間として連携・協働していくことが求められます。

また、香川県教育委員会では平成 30 年 3 月に、「教職員の働き方改革プラン」を策定しました。これは県教育委員会が、市町教育委員会、学校、保護者、地域の方々とともに、地域や学校の実情を踏まえ、主体的に教職員の働き方改革を進めていくための具体的な方策を示したものです。今後、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を図る上で考慮すべき重要課題となります。

次の資料は、これまでの経緯を示したものです。

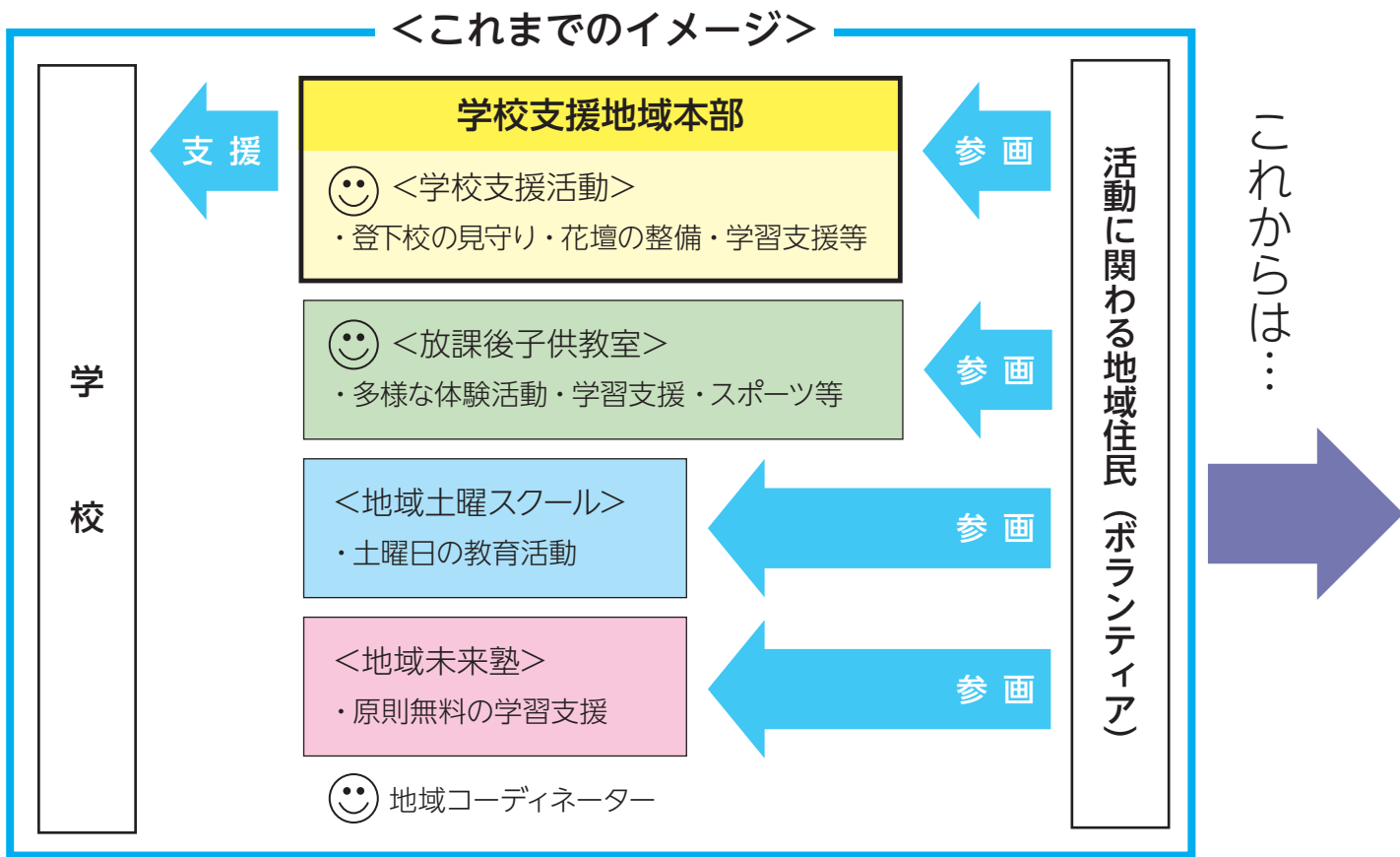
平成 14 年度	・完全学校週 5 日制の開始
平成 16 年度	・文科省「地域子ども教室推進事業」（地域教育力再生プラン）（委託事業）開始 地域の大人の教育力を活かし、子供たちの放課後や週末における体験活動や地域住民との交流活動を支援
平成 19 年度	・厚生労働省との連携による「放課後子どもプラン」創設（補助事業） 「放課後子供教室」の推進、「放課後児童クラブ」との連携の推進
平成 20 年度	・社会教育法改正 学校支援地域本部（委託事業）を開始（※ P11 参照）
平成 21 年度	・学校・家庭・地域の連携協力推進事業（補助事業）の創設 「学校支援地域本部」「放課後子供教室」等の様々な事業メニューの組み合わせが可能に
平成 24 年度	・「香川県社会教育委員の会」の提言「香川県の生涯学習推進施策について～かがわ地域教育プラットフォームの推進～」の発表、地域連携教育のさらなる推進
平成 26 年度	・文科省「土曜日の教育活動推進プラン」開始 平成 25 年 11 月に学校教育法施行規則を改正し、学校における土曜授業に取り組みやすくするとともに、学校と地域・企業間の連携による土曜日の教育活動を推進
平成 27 年度	・文科省「放課後子ども総合プラン」策定 ・文科省「地域未来塾」による学習支援を開始 ・中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」答申 ・文科省「次世代の学校・地域」創生プラン策定（※ P16 参照）
平成 28 年度	・社会教育法改正
平成 29 年度	・改正社会教育法施行 文科省・県教委「地域学校協働活動推進事業」開始 ・文科省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」策定 ・県教委「教職員の働き方改革プラン」策定
平成 30 年度	・文科省「新・放課後子ども総合プラン」策定

#### <参考データ>

令和 2 年 11 月現在の設置状況

地域学校協働活動	・・・	7市9町
学校支援活動	・・・	5市5町
放課後子供教室	・・・	5市8町
地域未来塾	・・・	1町

## 4 「学校支援地域本部」 から「地域学校協働本部」へ



### ＜これまでの課題＞

これまでの学校支援地域本部は、地域が学校を「支援」する一方向の関係でした。また、地域と学校をつなぐコーディネーターはいるものの、活動の範囲は限られており、それぞれ活動を行う団体同士の連携や協力体制が十分ではなかったという課題がありました。

これらの課題を踏まえ、これからの「地域学校協働本部」は、「支援」から「**連携・協働**」へ、「個別」から「**総合化・ネットワーク化**」へと発展させていくことを前提とし、以下の3要素を備えていることが重要となります。

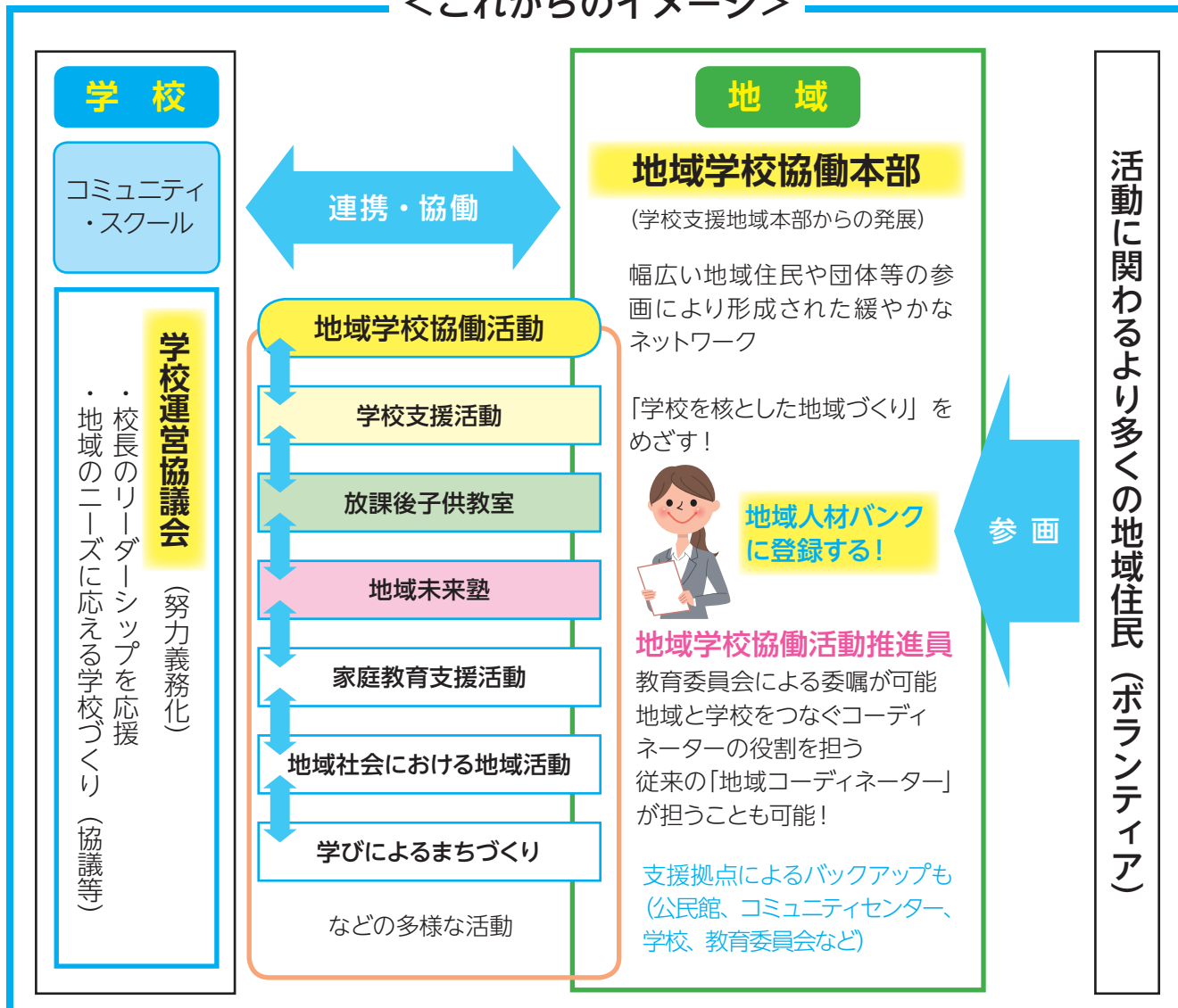
- ◆コーディネート機能：地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割
- ◆多様な活動：より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施
- ◆継続的な活動：地域学校協働活動の継続的・安定的実施

#### ＜参考データ＞

令和2年11月現在の設置状況

- ◎地域学校協働本部 . . . . . 6市6町
- 設置を検討中 . . . . . 2市3町

## ＜これからのイメージ＞



## ＜これからの体制＞

「地域学校協働本部」が整備され、コーディネーターが配置されると、学校・家庭・地域がつながります。また、地域の様々な関係者を巻き込むことで、組織や世代を超えたネットワークが形成されます。

「地域学校協働本部」については法律上の規定はありませんが、県教育委員会としては、先に示した3要素（コーディネート機能・多様な活動・継続的な活動）を備えた上で、①地域学校協働活動として実施されていること、②活動を推進するコーディネーターが存在すること、③国の補助事業の活用の有無に限らないことを「地域学校協働本部」の要件としています。

「学校支援活動」は、今後も地域学校協働活動の重要な活動の一つとして、機能していくこととなります。「放課後子供教室」や「地域未来塾」についても同様です。また、「地域土曜スクール」は放課後子供教室に統合されます。

なお、放課後子供教室は、「放課後児童クラブ」と一体的または連携して実施していくことを推進しています。

## ＜地域学校協働本部の構成員の例＞

地域学校協働活動推進員（または地域コーディネーター）・PTA役員・おやじの会・みんなで子どもを育てる県民運動推進員・放課後児童クラブ担当者・大学・NPO・公民館・自治会・婦人会・商工会議所・青年団・まちづくり協議会・社会福祉協議会・民生委員・児童委員・保護司 など

## 5 コーディネーターとしての「地域学校協働活動推進員」

コーディネーターは多様な地域学校協働活動を推進する上で欠かせない存在です。その立ち位置を明確にし、継続的かつ円滑な地域学校協働活動を推進するため、教育委員会は、「地域学校協働活動推進員」を委嘱することができるようになりました（社会教育法第9条の7）。

### <主な役割>

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 学校運営協議会への参画 など



### 社会教育法第9条の7

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。（平成29年3月改正 法律に明確に位置付けられた存在となった。）

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

Q：地域学校協働活動推進員の委嘱は、一人でも複数でも可能か？

A：複数でも委嘱することが可能です。

地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれぞれが得意なことを生かしながらチームで活動に取り組むこともできます。

### <複数の場合の例>

- 地域学校協働活動の企画・立案・・・・・・・・・・ Aさん、Bさん
- 関係者との連絡・調整・・・・・・・・・・ Aさん
- 地域ボランティアの募集、確保・・・・・・・・・・ Bさん
- 地域学校協働本部の事務処理、経費処理・・・・・・ Bさん
- 地域住民への情報提供、助言、活動促進 など・・・・ Aさん

< Aさん >



予算は  
まだありますか？

大丈夫です。

< Bさん >

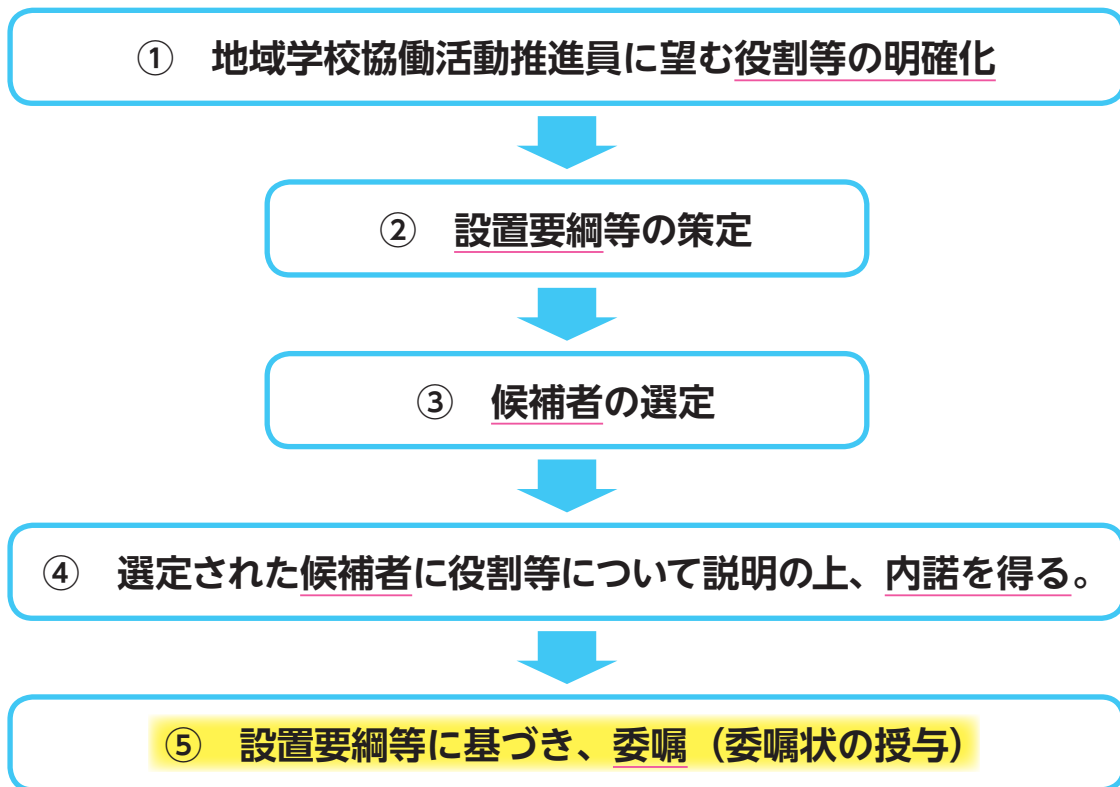


## <候補者になりうる方々（参考例）>

- これまでのコーディネーターやその経験者
- 地域と学校の連携・協働に関わる活動に、ボランティアとして参画している人
- P T A 関係者、P T A 活動経験者
- 退職した校長や教職員
- 地域や学校の特色や実情を理解する民間企業、団体・機関等の関係者
- 社会教育主事の有資格者（または社会教育士 ※ P24 参照） など

## <地域学校協働活動推進員の委嘱の流れ（イメージ）>

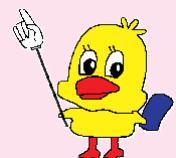
教育委員会による地域学校協働活動推進員の委嘱は、推進員の処遇や役割等を明確にし、また推進員が自らの責任、役割について認識できるようにするためにも、文書で行うことが適切です。委嘱の具体的な手続きや方法は、各教育委員会の判断に委ねられるものでありますが、ここでは一つの事例として委嘱の流れや方法のイメージを示します。



委嘱を行う際には、守秘義務の遵守及び子どもたちの安全・健康面や学校の教職員の負担への配慮等について示し、遵守すべき事項に反するなどの不適切な行為を行った地域学校協働活動推進員には、委嘱の解除を含めて適切に対処するなど、推進員の業務の状況について、教育委員会が把握し、対応できるようにすることが重要です。

### ココがポイント！

地域学校協働活動推進員の委嘱の有無や任用する人数、雇用形態等については、地域の実態に応じて判断することになります。教育委員会は、コーディネーターの役割を明確にし、その支援体制づくりに努めましょう。





## 6 「コミュニティ・スクール」とは？

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、「地域とともにある学校づくり」をめざし、「学校運営協議会」が設置されている学校のことで、香川県では、すでに4市6町で導入が進められています（令和2年4月現在）。

学校運営協議会では、法律に基づいて教育委員会に任命された委員が、校長から発信された学校運営の方針やビジョンの説明を受け、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議します。

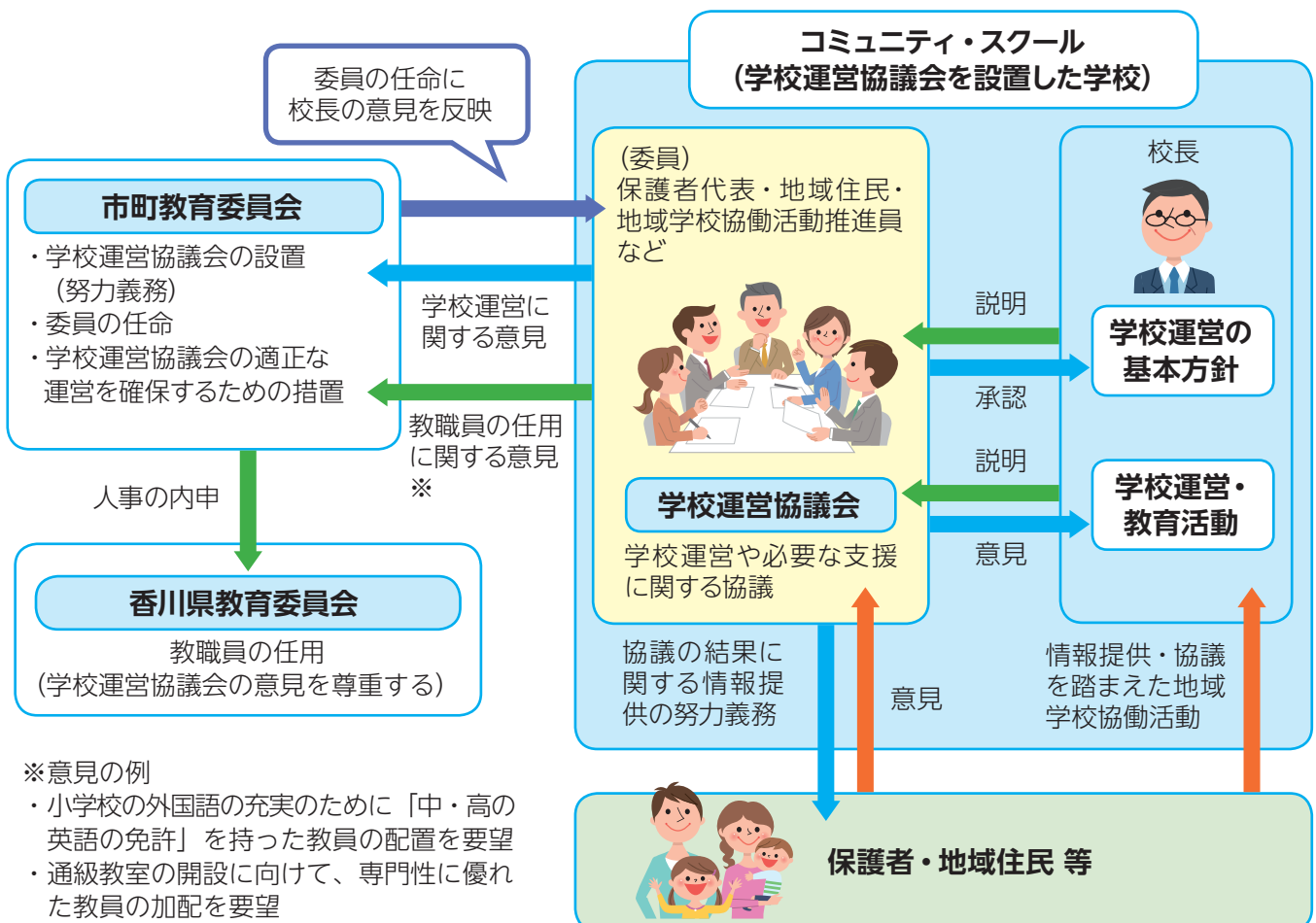
※平成29年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6（令和2年4月～第47条の5）」により、所管する学校ごとに、学校運営協議会を設置することが教育委員会の努力義務となった。文部科学省では令和4年度までに全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることをめざしている。

### <主な役割>

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

（任命権者は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められるが、任命権者の任命権そのものを拘束するものではない。）

## コミュニティ・スクールの仕組み（イメージ）

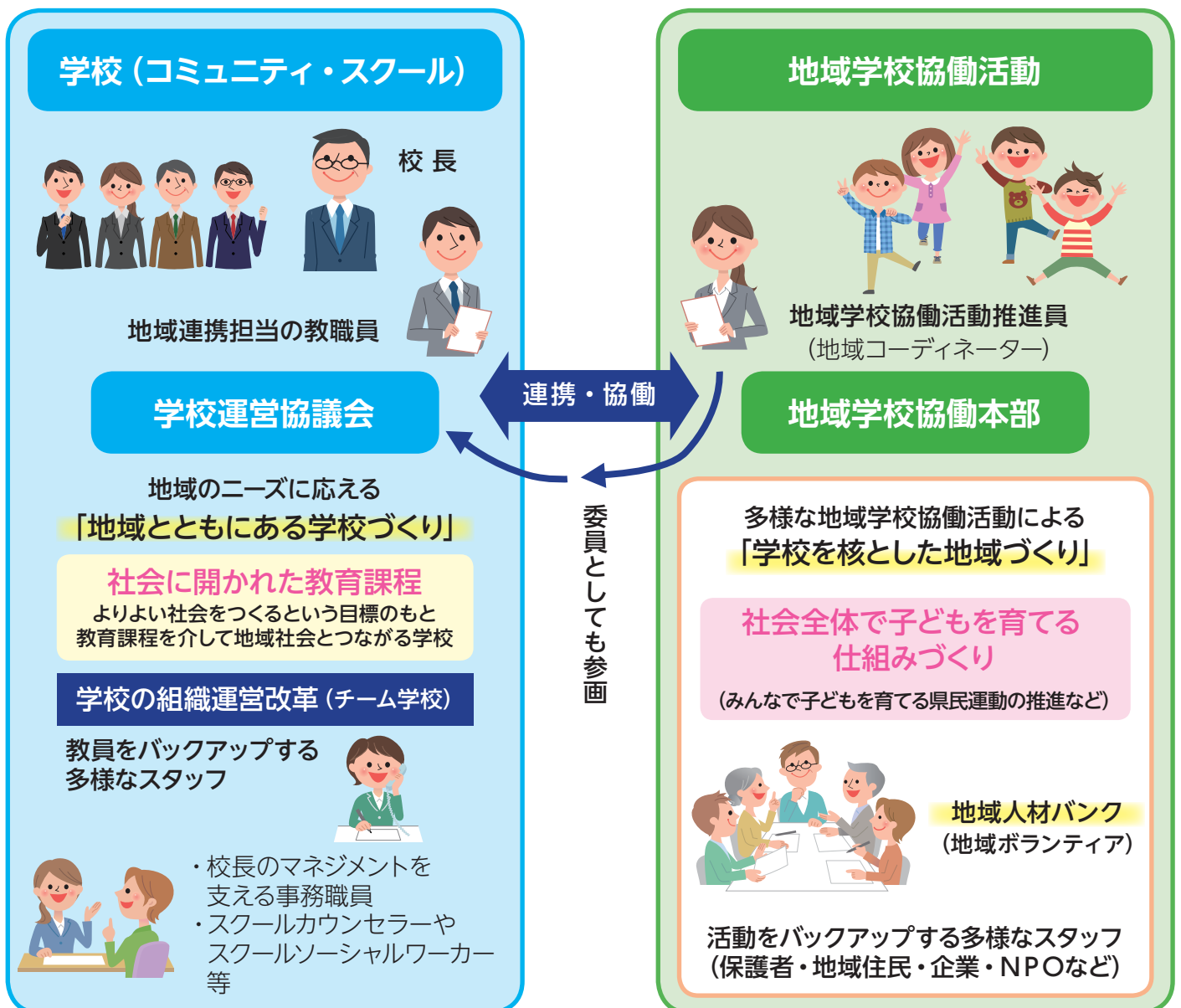


## 7 「次世代の学校・地域」の創生

学校と地域が一体となり、子どもたちの未来を創るための「次世代の学校・地域」創生プランが、平成28年1月に示されました（文部科学大臣決定）。これには、地域と学校の連携・協働に向けた改革、学校の組織運営の改革、教員改革が示されており、地域と学校が両輪となって子どもたちを育てる体制を整えていくという方針が掲げられています。

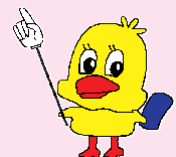
地域はこれまでの学校支援活動を基本にしながらも、より主体的に地域学校協働活動に取り組むことで「地域づくり」に目を向けていくことが求められています。

### <イメージ>



### ココがポイント！

地域と学校との橋渡し役となる地域学校協働活動推進員（または地域コーディネーター）が学校運営協議会に参画することが重要です。



## 8 学校と地域がパートナーになることで期待される効果

### (1) 「子どもたち」にとってよいことは？

- 地域の方とふれあう機会が増えることで、学校や家庭以外に、多くの地域の方から見守られる。
- 学校や家庭だけではできなかった、様々な体験活動ができる。
- たくさんの人と関わることで、コミュニケーション能力が向上する。
- 地域の中に知っている人が増え、あいさつする機会も多くなる。
- 自分たちの地域に興味・関心をもち、郷土を大切に思う気持ちがはぐくまれる。
- 自分たちが信頼できる大人と関わり、見守られることで、自分を大切に思う自尊感情や、自己肯定感を高めることにつながる。

### (2) 「保護者」にとってよいことは？

- 学校や地域への関心が高まるとともに、その理解が深まる。
- 保護者や地域住民との様々な交流を通して、会話のきっかけが生まれ、新しいつながりができる。
- 子育てに関する悩みを共感できる場ができ、不安が軽減される。
- 保護者自身が地域のことを学び、地域社会の形成者としての自覚が増す。

### (3) 「学校」にとってよいことは？

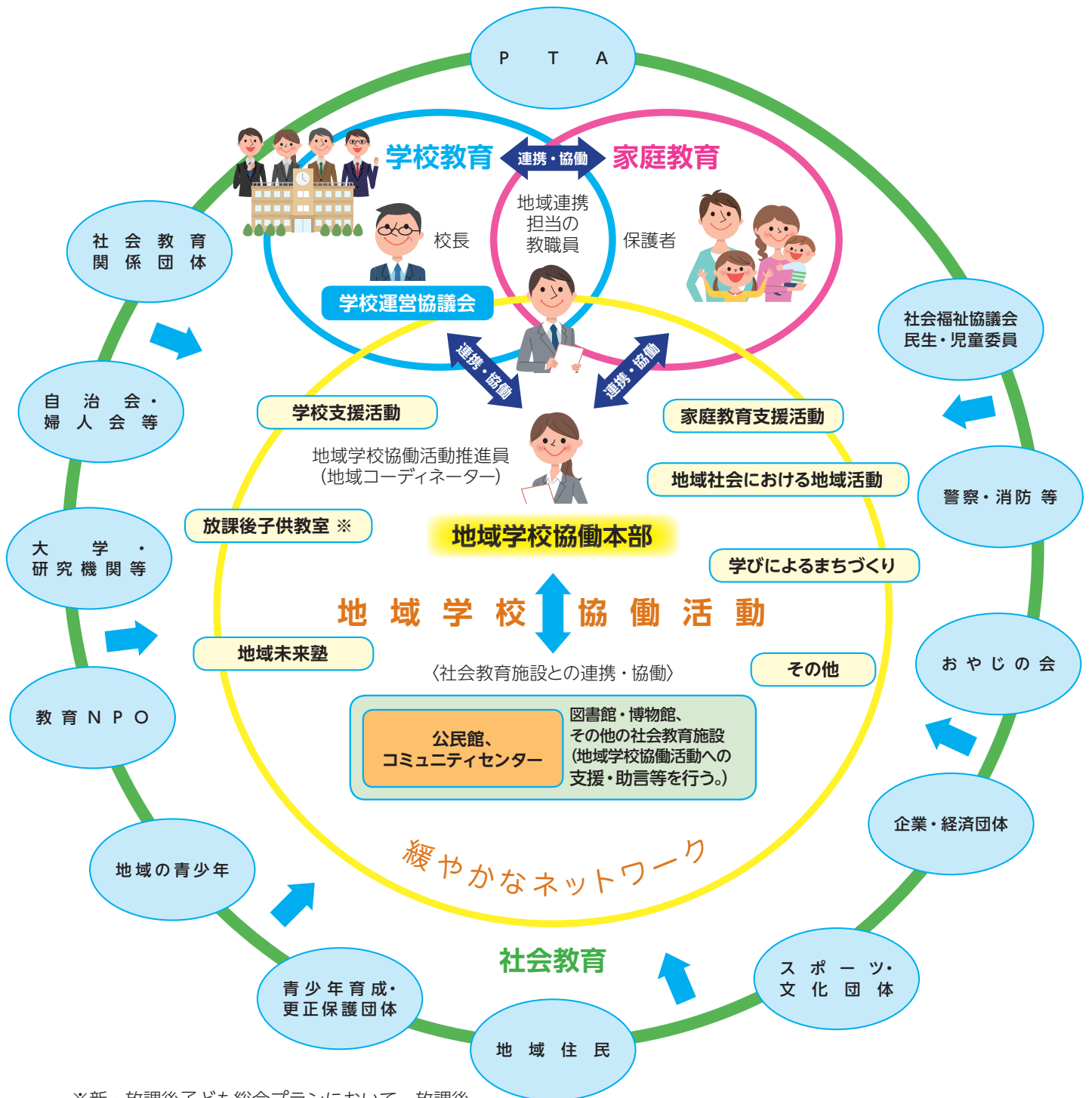
- 様々な教育活動に対して、保護者だけでなく、地域の多くの方に関わってもらうことで、子どもの学習意欲が高まる。
- 子どもたちを見守る目が増えることによって、教職員に余裕が生まれ、専門性を発揮しやすくなる。
- 地域で子どもたちをはぐくむ仕組みや、携わる方々の顔が見え、その努力や苦労を分かち合うことができるとともに、信頼関係が構築される。



### (4) 「地域」にとってよいことは？

- より多くの住民参加によって、地域づくりの当事者意識が高まる。
- 「学校を核とした地域づくり」によって、地域の教育力が向上する。
- お互いに感謝する・される関係が広がり、地域住民の生きがいとなっていく。
- 学校や様々な団体や関係機関とつながることにより、ネットワーク化が図られ、地域の活性化につながる。

## 9 かがわの地域学校協働活動イメージ (全体像)



※新・放課後子ども総合プランにおいて、放課後子供教室は放課後児童クラブと一体的または連携して実施することを推進しています。

### ココがポイント!

コミュニティ・スクール



地域学校協働活動

目標やビジョンの共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」をあわせて実現!



# 第3章 学校と地域の連携・協働の進め方

## 1 地域の実情に応じた形態

### (1) 学校区との関係で形成される「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」のパターン ※地域学校協働活動推進員は、複数配置可能

#### パターンⅠ

(各学校に1つずつ配置する)

A中学校 学校運営協議会	A中学校区 地域学校協働本部
B小学校 学校運営協議会	B小学校区 地域学校協働本部

#### パターンⅡ

(学校運営協議会を各学校に1つずつ配置し、地域学校協働本部を統一する)

A中学校 学校運営協議会	A中学校区 地域学校協働本部
B小学校 学校運営協議会	

#### パターンⅢ

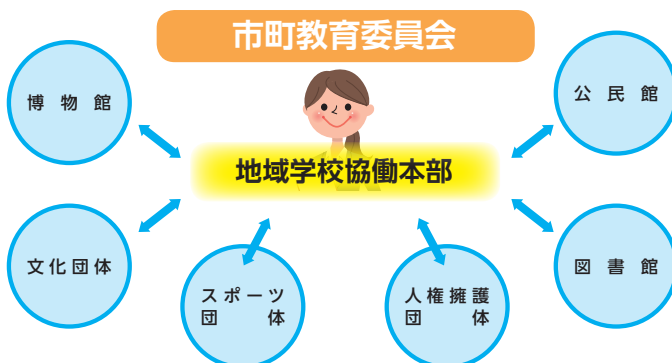
(学校運営協議会、地域学校協働本部を中学校区に統一する)

A中学校区学校運営協議会 A中学校 B小学校、C小学校	A中学校区 地域学校協働本部
-----------------------------------	----------------

### (2) 地域学校協働本部の「支援拠点」を配置する考え方の例

地域学校協働本部は、学校運営協議会のような会議体を必要とはしませんが、コーディネーター役となる、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）は、重要な役割を果たす立場になるので、活動の安定化・持続化を図る上で、活動拠点や相談窓口となる場所が欠かせないと考えます。そこで、いくつか参考例を示します。

参考例①「教育委員会」が支援拠点となる取組み（東かがわ市、宇多津町）



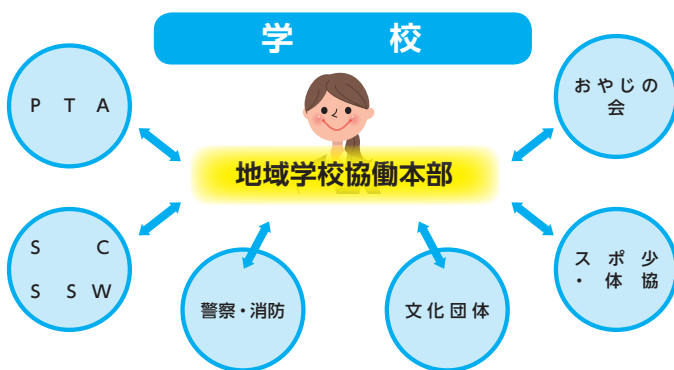
#### <利点>

- ・教育委員会は、各学校をはじめ、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を所管するため、利用の相談が容易である。

#### <課題>

- ・本部数が増えると教育委員会の運営負担が大きくなる可能性がある。

参考例②「学校」が支援拠点となる取組み（三木町）



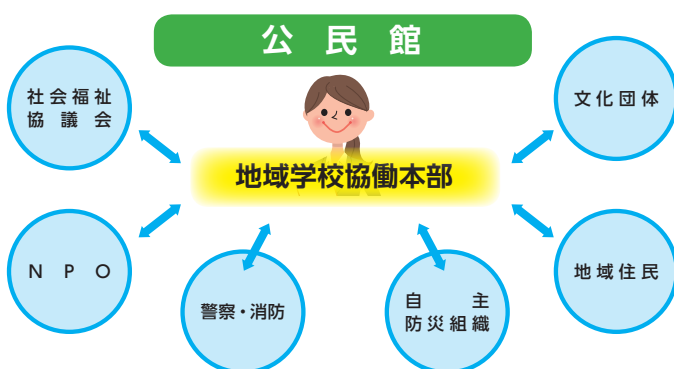
<利点>

- ・学校支援活動についての相談が容易である。
- ・学校側の課題やニーズを把握しやすい。

<課題>

- ・学校支援活動以外の活動をどう進めるか検討する必要がある。

参考例③「公民館」が支援拠点となる取組み（さぬき市、三豊市、まんのう町）



<利点>

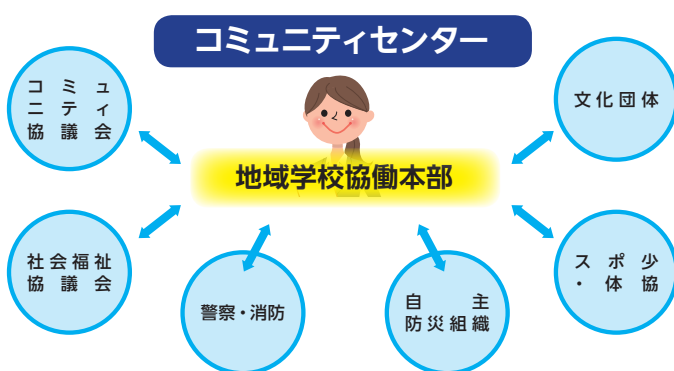
- ・社会教育法に定める「公民館の目的」※は地域学校協働活動の理念と共通する部分が多いので、活動しやすい。
- ・すでに蓄積されたノウハウを活動に生かせることが多い。
- ・施設自体を活動の場として活用できる。
- ・全国的に取組みの好事例も多い。

<課題>

- ・公民館の実態を把握した上で支援拠点とすることがどうかを検討する必要がある。

※「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」<社会教育法第20条>

参考例④「コミュニティセンター」が支援拠点となる取組み（高松市、丸亀市）



<利点>

- ・生涯学習事業だけでなく、様々な住民サービス機能を併せ持つ施設であるため、教育と福祉のほか、多くの機関との連携により幅広い住民参画が可能である。
- ・既存の体制を有効利用できる。

<課題>

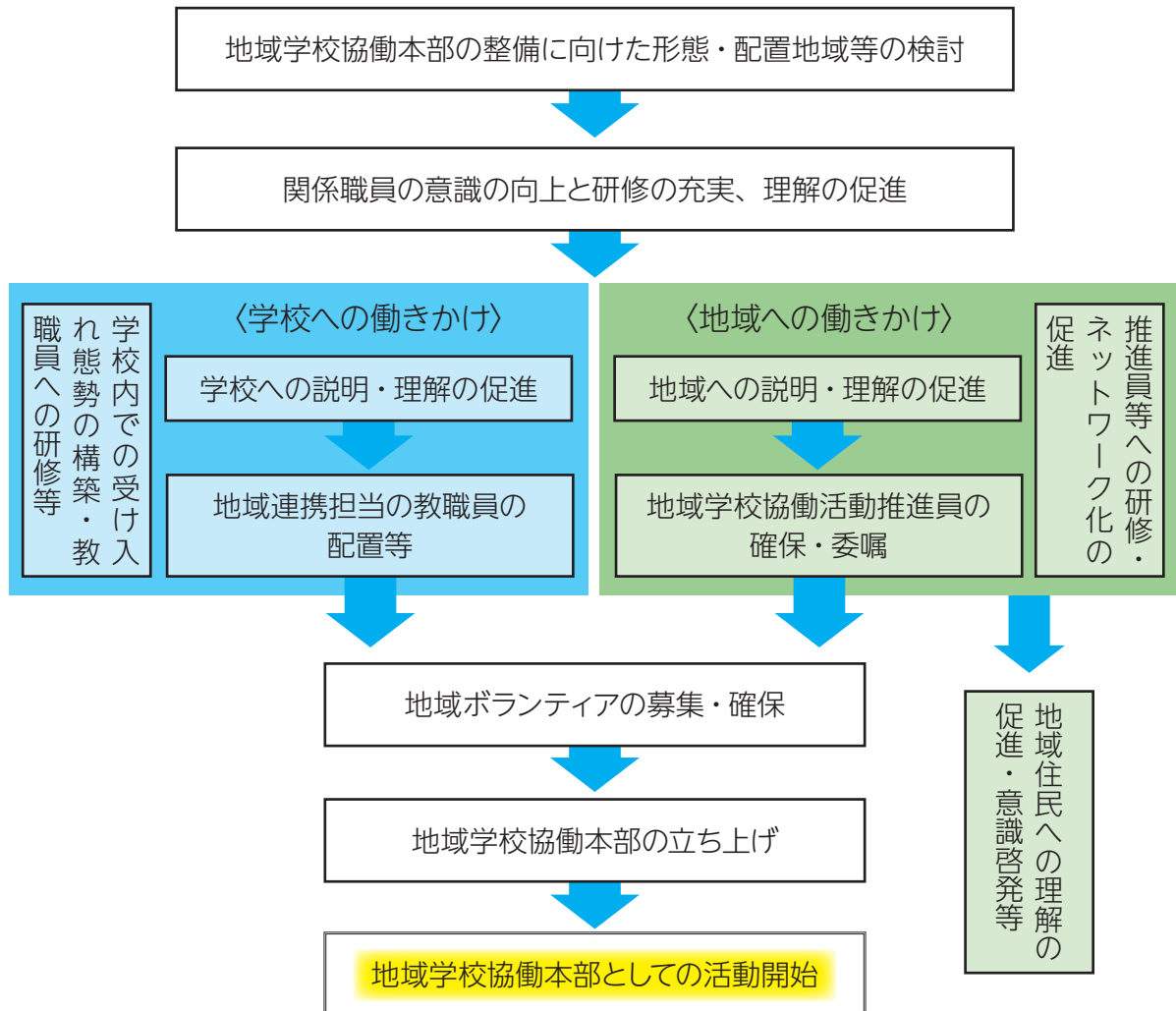
- ・教育委員会と首長部局（地方創生や子育て支援を所管する部局など）との連携が不可欠である。（例：「地域学校協働活動」と「まちづくり協議会」との連携による防災教育など）

- <コミュニティセンターの主な業務>
- ・地域づくりに関する事業
  - ・各種講座の開設
  - ・広報の発行
  - ・避難所の運営
  - ・市町の窓口業務など（地域による）

## 2 教育委員会、学校、地域がそれぞれ準備すべきこと

### (1) 教育委員会の方へ

教育委員会においてはまず、**社会教育や生涯学習の主管課と、学校教育の主管課が連携**することが最も重要です。その上で具体的な施策としては、次のようなものが挙げられます。



### <財政支援について>

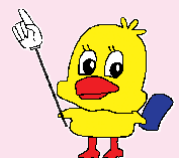
文部科学省では、地域学校協働活動の全国的な推進のため、平成29年度より「地域学校協働活動推進事業」（令和2年度からは「地域と学校の連携協働体制構築事業」に変更）を実施しています。本事業は、自治体における地域学校協働活動の実施に対し、事業費の1/3を補助（県においても事業費の1/3を補助（中核市を除く））することとしており、地域学校協働活動推進員の活動に係る謝金や自治体が発行する研修会等に係る経費が補助対象となっています。

（国1/3、県1/3、各市町1/3を負担 高松市は国1/3、市2/3を負担）

詳しくは、文部科学省ホームページでご確認ください。

### ココがポイント！

各市町の創意工夫によって、地域に最も適した体制を構築することが重要です。国や県からの補助を受けることも選択肢の一つです。



## (2) 学校関係者の方へ

これからの学校は、「社会に開かれた教育課程の実現」に向け、「地域とともにある学校づくり」をめざし、地域の方々とパートナーとしての関係を築くことが求められます。これを全教職員が理解し、学校と地域のさらなる信頼関係を構築していく必要があります。

また、学校支援活動の充実を図るとともに、学校以外での子どもたちの地域活動や居場所づくり、加えて家庭教育を支える地域の体制づくりやその課題等について理解しておくことも重要です。

つまり、社会全体で子どもを育てるために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割について**共通理解**することが重要なのです。校内体制については、地域との連携・協働の窓口となる「**地域連携担当の教職員**」の配置が有効な手段です。校内の担当者と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との**定期的で密な連絡調整**（学校運営協議会を含む）により、学校の支援ニーズの把握や地域情報の収集が可能になり、企画の提案や実施に向けた取組みが円滑に行われるようになります。配置の人数や人選については、それぞれの学校の実情に応じて柔軟に決めることが重要です。



### <地域連携担当の教職員について>

#### ① 役割

校長の指導のもと学校側の窓口として、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との連絡調整を図り、地域学校協働活動の円滑な推進に努める（複数配置も可能）。

#### ② 職務

- ・ 地域との連携に関する年間計画の作成及びその見直し
- ・ 「学校支援活動」に関する校内のニーズの把握  
学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校の見守り、学校行事の支援 など
- ・ 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との連絡調整

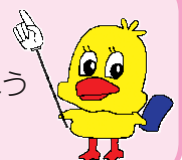
<「学校支援活動」事前打合せメモ(参考)>		月	日( )
日 時	年 月 日( )	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇( 校時)	
対 象	小1・2・3・4・5・6	中1・2・3( 人)	
場 所	教室( 年 組)、体育館、運動場、特別教室( ) その他( )		
教科・領域	「 _____ 」		
支援内容			

- ・ 校内の教職員への報告・連絡・相談



### ココがポイント!

地域連携担当の教職員だけでなく、全ての教職員が日常的に地域に目を向けられるよう学校組織全体の意識改革を行うことが大切です。





### (3) 地域の方へ

地域には、頼れる人がいます。大切なことは、地域の宝である子どもたちの成長を願う気持ちと、地域の発展を願う「志」です。

実施に当たっては、「学校を核とした地域づくり」をめざし、地域の実態に応じて無理のない活動から徐々にその幅を広げることが大切です。

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心に、徐々に多くの地域住民の参画を促し、学校と地域の連携を強化し、地域学校協働本部へと発展させていくことが期待されます。登下校の見守り、学校周辺環境整備、地域防災、放課後子供教室など、地域の実情に合わせてできることから始めてみましょう。

また、公民館やコミュニティセンター等の社会教育施設との連携協力体制の構築も重要です。

### <子どもたちと関わる上でのルールやマナーについて>

#### ① 守秘義務

教職員には「職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない」という守秘義務があり、地域ボランティアの方にも、これを守っていただく必要があります。また、学校で知り得た個人情報等（著作権・肖像権を含む）についても慎重に取り扱う必要があります。写真や音声を記録する場合にも、事前に許可を取らなければなりません。

#### ② 人権尊重の視点をもって

人と関わる上では、相手の人権を侵害しないよう配慮しなければなりません。もちろん、子どもも同じです。常に相手の立場に立とうとする気持ちをもって関わっていきましょう。

#### ③ 「あいさつ」を大切に！

子どもとの信頼関係を築く第一歩です。元気のよいあいさつを交わすことは子どもの自尊感情を育てることにもつながります。

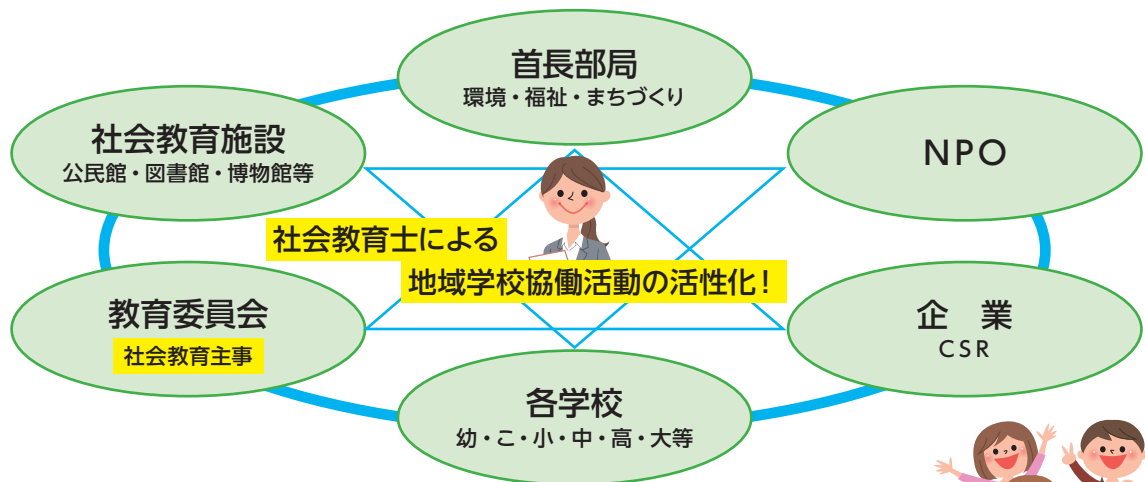


### 3 「社会教育士」と「社会教育主事」への期待と役割

令和2年4月から、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令が施行されました。これにより、社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程の修了者が「社会教育士」と称することができるようになりました。今後はすでに社会教育主事の資格を取得した方とともに、知見を生かして次のような役割を担うことが期待されます。

#### <期待される役割>

- 社会教育士には、それぞれ講習や養成課程の学習の成果を生かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されます。
- 例えば、学校現場で、教員が社会教育士の称号を取得すれば、地域の教育資源を有効に活用し、「社会に開かれた教育課程」の実現につながります。また公民館主事や地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）等が社会教育士の称号を取得すれば、学校と連携してより魅力的な教育活動を企画・運営できるなど、多方面での活躍が期待されます。
- すでに社会教育主事の資格を取得した方についても、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と連携・協働して活動していくことが期待されます。



### 4 「地域人材バンク (地域ボランティア)」の在り方

地域の人材をうまく活用するためには、地域の方々に、まず活動の趣旨を十分に理解していただくことが大切です。その上で地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）は、地域の方と「いつ」、「誰が」、「どこで」、「何を」、「どのように」実施するのか、共通理解を図る必要があります。

特に一人のボランティアが複数の活動に登録する場合は、あらかじめ、コーディネートしやすい仕組みを考えておかなければなりません。登録した方々は、みなさん、「地域教育の宝」であるとの認識で、一人一人の「出番」や「居場所」を考え、活動しやすい環境を作ることが重要です。

## 第4章 地域学校協働活動等の参考事例とお役立ち情報

### 1 地域学校協働活動等の参考事例

#### (1) 三豊市 公民館を支援拠点とした地域活動（放課後子供教室）

三野町公民館大見分館では、毎月1回「地域で遊ぼう！チャレンジ教室」を実施しています。活動内容は、「緑のカーテンづくり」、「人形浄瑠璃教室」、「防災教室」です。

その特徴は、公民館主事が地域コーディネーターとなり、学校や地域の団体等と連携を図りながら計画・実施しており、公民館を支援拠点とした地域学校協働本部（※P20参照）となっていることです。



緑のカーテンづくり



人形浄瑠璃教室



防災教室

#### (2) 三木町 「地域未来塾」(地域ボランティアによる学習支援)

主催：三木町教育委員会

対象：三木町立三木中学校3年生

日時：9～2月の毎週火曜日 17:30～19:30

定員：20名

参加費：無料

指導員：香川大学学生

三木町地域未来塾は、平成29年度から開設されています。



地域未来塾

#### (3) 丸亀市 「地域コーディネーター養成塾」

丸亀市では学校・家庭・地域が一つになり、子どもの育ちや学びを支えていく体制づくりの一環として、「地域コーディネーター養成塾」が開設され、人材育成が進められています。

「地域の人たちが地域の子どもたちのために、自分の得意分野を生かして学校を応援することで、地域も元気になる。そのためには、学校の抱える諸問題と地域活動を結びつける『地域コーディネーター』の役割が重要である」という考えのもと、平成29年度から開設されています。



地域コーディネーター養成塾

## 2 お役立ち情報

### (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：文部科学省

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/)



コミュニティ・スクールの仕組みについて、  
さらに詳しい内容を知りたい方はこちら！

### (2) 「学校と地域でつくる学びの未来」：文部科学省

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>

**全国の取組み事例あります！**



関連資料・パンフレットはこちら！

「コミュニティ・スクールのつくり方」  
「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引」

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>

### (3) かがわ学びプラザ するするドットネット

：香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課

香川県各市町の講座やイベント情報が知りたい、資格を取得したい、講演会や講座の講師を紹介してほしいなど、知ってほしい情報と、知りたい情報のマッチングサイトです！



<https://www.surusuru.net/>

<参考・引用文献>

- \* コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：文部科学省
- \* 「学校と地域でつくる学びの未来」：文部科学省
- \* 「これからの学校と地域」：文部科学省
- \* 二訂 生涯学習概論ハンドブック：国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
- \* 地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当教職員の育成研修ハンドブック：国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
- \* 「香川県の生涯学習推進施策について～かがわ地域教育プラットフォームの推進～」：平成 24 年度香川県社会教育委員の会からの提言
- \* 令和 2 年版生涯学習・社会教育行政必携 生涯学習・社会教育行政研究会 編集：第一法規

令和 2 年 12 月  
香川県教育委員会  
〒760-8582  
香川県高松市天神前6番1号

〈生涯学習・文化財課（地域学校協働活動）〉

TEL 087-832-3773

FAX 087-831-1912

〈義務教育課（コミュニティ・スクール）〉

TEL 087-832-3741

FAX 087-806-0231

表紙・P7 イラスト：ささきゆうこ